

ひとり親家庭等の支援

児童扶養手当制度

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

✿支給要件

手当を受けることができる方は、0歳から高校3年生相当(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで。ただし、一定程度の障害がある場合は20歳の誕生日前日まで)の児童を養育している父または母であり、次のいずれかの条件にあてはまる方です。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童(遺族年金を差し引いた額を支給)
- 父または母が重度の障害にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 未婚の母の児童
- その他、生まれたときの事情が不明である児童

※上記に該当しても手当が受けられない場合がありますので、窓口でご相談ください。

※受給者本人及び扶養義務者(本人と同居する父母・兄弟)等の前年度の所得額により支給額を決定します。(所得によっては手当が支給されない場合があります)

✿支給額

支給額については年度によって変動がありますので、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kosodate/jido-fuyouteate.html>



ひとり親家庭等医療費等助成事業

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

✿ 受給資格登録申請(受給券の交付申請)

0歳から高校3年生相当(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで。ただし、一定程度の障害がある場合は20歳の誕生日前日まで)の児童を養育するひとり親家庭等の父母等とその児童(父母のいない児童を含む)に対し、入院・通院にかかる医療費の一部または全部を助成しています。医療機関の窓口を受給券を提示すると、自己負担300円または無料で受診できます。

児童扶養手当の一部支給に準じた所得制限があります。

✿ 償還払いの申請(助成金の交付申請)

県外での受診や受給券を使用しないで医療機関を受診した場合、その医療費の領収書を添えて助成金の交付申請をすることで、自己負担金を除いた額の払い戻しが受けられます。

※0歳から高校3年生相当(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のお子様は「子ども医療費助成制度」が適用されます。

※次の場合は、受給資格の変更届が必要です。

- ①住所・氏名を変更したとき ②加入している健康保険を変更したとき
- ③生活保護を受けるようになったとき ④扶養義務者等に変更があったとき
- ⑤その他、資格事項に変更が生じたとき

※学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合や、交通事故等の第三者による負傷等で受診する場合は助成対象外となりますのでご注意ください。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立及びその児童の福祉向上を図るため貸付を行っています。事前相談が必要なので、必ず申請前にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金事業

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

母子・父子家庭の方が就労を目的として、講座を受講する場合に、受講料の一部を給付いたします。事前相談が必要なので、必ず申請前にご相談ください。

- ①対象講座：雇用保険法等の規定による教育訓練給付金の指定教育訓練講座等
- ②支給額等：受講料の60%に相当する額(給付限度額20万円)

※雇用保険法等の規定に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額を支給します。

高等職業訓練促進給付金支給事業

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

母子・父子家庭の方が資格取得を目的として、養成機関において6か月以上修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。また、養成機関において教育課程を修了した場合に、修了支援給付金を支給します。事前相談が必要なので、必ず申請前にご相談ください。

- ①対象者：児童扶養手当を受けている、または同様の所得水準にあること
養成機関において、6か月以上修業し、資格取得が見込まれるものであることなど
- ②対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士など

JRの定期券の割引

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

児童扶養手当を受給している世帯の方が、JR東日本の通勤定期乗車券を3割引で購入できる制度があります。(通学の場合は利用できません。)

定期券の購入の前に、市から「特定者資格証明書」、「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けてください。

ひとり親家庭の就労支援

①公共職業安定所(ハローワーク)

問 ハローワーク木更津 ☎0438-25-8609

求職活動をしている方がその能力や適性にふさわしい仕事ができるよう求人情報を提供し、職業相談や職業紹介を行っています。

②千葉県母子家庭等就業・自立支援センター

就業のための相談に応じるほか、無料職業紹介、就業情報や母子福祉施策を活用するための情報を提供しています。

✿ 就業相談先 千葉県母子寡婦福祉連合会

☎043-225-0608(就業相談専用、月～金曜日 9:30～16:30)

ひとり親家庭等の支援



ひとり親家庭の住居支援

①母子生活支援施設

問 こども家庭センター ☎0438-62-3220

18歳未満のお子様を養育している母子家庭の母または、これに準ずる事情にある女子が生活上のいろいろな問題のため児童の養育が十分できない場合、その生活を支援する施設です。

②公営住宅

問 都市整備課 ☎0438-62-3645(市営住宅)

千葉住宅供給公社市営住宅管理部募集課 ☎043-222-9200(県営住宅)

市営住宅の入居申込に際し、母子家庭、父子家庭等は優先的に入居選考しています。県営住宅の入居申込に際し、母子家庭、父子家庭等は、一般家庭より当選の確率が高くなるよう配慮しています。

市営自転車駐車場使用料免除

問 都市整備課 ☎0438-62-3521

児童扶養手当全部支給の母子家庭および父子家庭の方で、18歳未満のお子様を扶養している方、および扶養されている18歳未満の方を対象に市営自転車駐車場の使用料を免除しています。

遺族年金

問 保険年金課 ☎0438-62-3092 木更津年金事務所 ☎0438-23-7616

各種年金制度に加入していた被保険者が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた遺族の生活の安定を図るため支給されます。

なお、受給者の年収により遺族年金の支給が停止となる場合があります。

交通遺児等手当

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

交通災害により中学校卒業までのお子様を持つ父または母が死亡、もしくは、大きな障害が残った場合、交通遺児手当として保育・就学手当を支給しています。

母子・父子自立支援相談

問 こども家庭センター ☎0438-62-2111(内線547)

母子家庭、父子家庭および寡婦に対して、母子・父子自立支援員が身の上相談に応じ、その自立に必要な助言を行います。

🌻日時 月・火・木曜日 9:00~16:00

🌻場所 市役所家庭児童相談室